

主 文

- 1 原告P1の訴えのうち、渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P1に対してした、平成11年分の所得税の更正処分のうち納付すべき税額1936万0300円を超える部分、及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（但し、同税務署長が平成15年9月3日付けで同原告に対してした、変更決定処分後のもの）の各取消しを求める部分を却下する。
- 2 原告P1のその余の請求、原告P2、同P3、同P4及び原告P5社の各請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件

- (1) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P2に対してした、平成10年分の所得税の更正処分のうち利子所得額0円、給与所得額1404万0682円、納付すべき税額マイナス5万6959円をそれぞれ超える部分、及びこれに伴う重加算税賦課決定処分をそれぞれ取り消す。
- (2) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P2に対してした、平成11年分の所得税の更正処分のうち利子所得額0円、給与所得額3444万4889円、納付すべき税額マイナス9889円をそれぞれ超える部分（但し、同税務署長が平成15年11月26日付けで同原告に対してした、減額更正処分後のもの）、及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（但し、同税務署長が平成15年11月26日付けで同原告に対してした変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。
- (3) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P2に対してした、平成13年分の所得税の決定処分（但し、同税務署長が平成15年11月26日付けで同原告に対してした、減額更正処分後のもの）、及びこれに伴う重加

算税賦課決定処分（但し，同税務署長が平成15年11月26日付けで同原告に対してした，変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。

2 第2事件

(1) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P1に対してした，平成10年分の所得税の更正処分のうち利子所得額0円，給与所得額4215万2607円，納付すべき税額マイナス34万5966円をそれぞれ超える部分，及びこれに伴う重加算税賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

(2) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P1に対してした，平成11年分の所得税の更正処分のうち利子所得額0円，給与所得額5805万3461円，納付すべき税額マイナス726万3154円をそれぞれ超える部分，及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（但し，同税務署長が平成15年9月3日付けで同原告に対してした，変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。

(3) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P1に対してした，平成12年分の所得税の更正処分のうち利子所得額0円，給与所得額5530万円，納付すべき税額マイナス137万3400円をそれぞれ超える部分（但し，同税務署長が平成15年9月3日付けで同原告に対してした，減額更正処分後のもの），及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（但し，同税務署長が平成15年9月3日付けで同原告に対してした，変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。

(4) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P1に対してした，平成13年分の所得税の更正処分のうち利子所得額0円，給与所得額5530万円，納付すべき税額マイナス123万6500円をそれぞれ超える部分（但し，同税務署長が平成15年9月3日付けで同原告に対してした，減額更正処分後のもの），及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（但し，同税務署長が平成15年9月3日付けで同原告に対してした，変更決定処分後のもの）

をそれぞれ取り消す。

- (5) 渋谷税務署長が平成15年9月3日付けで原告P1に対してした，平成14年分の更正処分のうち利子所得額0円，給与所得額7905万円，納付すべき税額マイナス170万0110円をそれぞれ超える部分，及びこれに伴う重加算税賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

3 第3事件

- (1) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P3に対してした，平成10年分の所得税の更正処分のうち利子所得額0円，給与所得額1561万7083円，納付すべき税額マイナス11万7097円をそれぞれ超える部分，及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（但し，同税務署長が平成15年10月28日付けで原告P3に対してした，変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。
- (2) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P3に対してした，平成11年分の所得税の更正処分のうち利子所得額0円，給与所得額476万9267円，納付すべき税額マイナス24万9000円をそれぞれ超える部分，並びにこれに伴う重加算税及び過少申告加算税賦課決定処分をそれぞれ取り消す。
- (3) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P3に対してした，平成12年分の所得税の決定処分，及びこれに伴う重加算税賦課決定処分をそれぞれ取り消す。
- (4) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P3に対してした，平成13年分の所得税の更正処分のうち給与所得額1274万円，雑所得0円，納付すべき税額マイナス12万9900円をそれぞれ超える部分（但し，同税務署長が平成15年11月26日付けで同原告に対してした，減額更正処分後のもの），並びにこれに伴う重加算税及び無申告加算税賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

4 第4事件

- (1) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P4に対してした，平成10年分の所得税の更正処分のうち利子所得額77万8084円，給与所得額8421万1510円，納付すべき税額マイナス3105万8013円をそれぞれ超える部分，及びこれに伴う重加算税賦課決定処分をそれぞれ取り消す。
- (2) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P4に対してした，平成11年分の所得税の更正処分のうち利子所得額0円，給与所得額2億0321万8553円，納付すべき税額マイナス7564万0753円をそれぞれ超える部分，及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（但し，同税務署長が平成15年9月3日付けで同原告に対してした，変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。
- (3) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P4に対してした，平成12年分の所得税の更正処分のうち利子所得額0円，給与所得額1億6930万円，納付すべき税額マイナス5072万6624円をそれぞれ超える部分（但し，同税務署長が平成15年9月3日付けで同原告に対してした，減額更正処分後のもの），並びにこれに伴う重加算税及び過少申告加算税賦課決定処分（但し，同税務署長が平成15年9月3日付けで同原告に対してした，変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。
- (4) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P4に対してした，平成13年分の所得税の更正処分のうち不動産所得マイナス8247万2324円，利子所得額0円，給与所得額1億6930万円，納付すべき税額マイナス2970万2528円をそれぞれ超える部分（但し，同税務署長が平成15年9月3日付けで同原告に対してした，減額更正処分後のもの），及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（但し，同税務署長が平成15年9月3日付けで同原告に対してした，変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。

(5) 渋谷税務署長が平成15年9月3日付けで原告P4に対してした，平成14年分の所得税の更正処分のうち不動産所得マイナス4345万1268円，利子所得額0円，給与所得額1億9305万円，納付すべき税額マイナス1485万0376円をそれぞれ超える部分，及びこれに伴う重加算税賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

5 第5事件

(1) 本郷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P5社に対してした，平成10年1月から同年6月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

(2) 本郷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P5社に対してした，平成10年7月から同年12月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

(3) 本郷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P5社に対してした，平成11年1月から同年6月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

(4) 本郷税務署長が平成15年11月26日付けで原告P5社に対してした，平成11年7月から同年12月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分（但し，同税務署長が同日付けで同原告に対してした，同期間分の減税納税告知処分後並びに重加算税及び不納付加算税の変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。

(5) 本郷税務署長が平成15年11月26日付けで原告P5社に対してした，平成12年1月から同年6月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分（但し，同税務署長が同日付けで同原告に対してした，同期間分の減税納税告知処分後並びに重加算税及び不納付加算税の変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。

(6) 本郷税務署長が平成15年11月26日付けで原告P5社に対してした，

平成12年7月から同年12月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分（但し、同税務署長が同日付けで同原告に対してした、同期間分の減税納税告知処分後並びに重加算税及び不納付加算税の変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。

(7) 本郷税務署長が平成15年11月26日付けで原告P5社に対してした、平成13年1月から同年6月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分（但し、同税務署長が同日付けで同原告に対してした、同期間分の減税納税告知処分後並びに重加算税及び不納付加算税の変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。

(8) 本郷税務署長が平成15年11月26日付けで原告P5社に対してした、平成13年7月から同年12月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

(9) 本郷税務署長が平成15年3月14日付けで原告P5社に対してした、平成14年1月から同年6月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

第2 事案の概要

（以下においては、別紙略称一覧表記載のと通りの略称を使用する。）

本件は、P6の筆頭株主である原告P5社が他社株償還特約付社債の利息として支払った金員の一部は、P6の創業者である原告P4とその家族である原告P1、同P2及び同P3の利子所得ないし給与所得に当たり、それらの給与所得部分は原告P5社に源泉徴収義務があるなどとして、原告らが、前記第1記載の所得税の各更正処分、源泉所得税に係る各納税告知処分、これらに伴う各重加算税賦課決定処分等を受けたことから、原告らが、上記利息は上記社債の名義人に帰属するなどと主張して、上記の各処分の取消しを求めた事案である。なお、本件で問題となる取引の一部に関する原告P5社の法人税について、東京高裁平成18年6月29日判決（乙283号証）が、原告P5社の請求を

全面的に退ける判決をしている。（その原審は、乙 2 8 2 号証）

1 法令等の内容

- (1) 所得税法 1 2 条は、「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。」と規定し、いわゆる実質所得者課税の原則について定めている。
- (2) 同法 2 3 条 1 項は、利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公簿公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいう旨を規定している。
- (3) 同法 2 8 条 1 項は、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう旨規定している。
- (4) 同法 3 5 条 1 項は、雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう旨規定している。
- (5) 同法 3 6 条 1 項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額とする旨、同条 3 項は、無記名の社債の利子については、その年分の利子所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、上記規定にかかわらず、その年において支払を受けた金額とする旨、それぞれ規定している。
- (6) 同法 1 5 7 条は、税務署長は、法人税法 2 条 1 0 号に規定する同族会社の行為又は計算で、これを容認した場合には、株主である居住者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の確定申告書の記載事項

に掲げる金額を計算することができる旨規定している。

2 争いのない事実等（証拠により容易に認められる事実は，末尾に証拠を掲記した。）

(1) 当事者及び関連会社について

ア 原告P4は，昭和53年にP6を設立し，また，昭和56年に原告P5社が設立されて以来，同社の取締役である。

原告P1は，原告P4の妻であり，昭和56年に原告P5社が設立されて以来，同社の代表取締役である。

原告P2は，原告P4の長女であり，平成14年6月7日現在，原告P5社の取締役である。原告P2は，平成11年8月10日より，所得税法2条1項5号に規定する非居住者である。

原告P3は，原告P4の長男であり，平成14年6月7日現在，原告P5社の取締役である。

イ P6は，中小事業者等に対する金融を主な業務とする会社で，代表取締役は原告P4である。同社は，平成元年8月に株式を店頭公開し，平成9年10月に東京証券取引所第二部に，平成11年7月に同取引所第一部に上場した。同社の株価は，平成9年に4万円弱となり，平成11年7月には9万4000円の最高値をつけたが，同年11月から徐々に値下がりしている。

ウ 原告P5社は，昭和56年6月20日に設立された会社で，代表取締役は原告P1，取締役は原告P4，同P3，同P2及び原告P4の母P7である。同社が発行する株式合計13万3714株のうち，4万5196株を原告P4が，3万6000株を同P3が，2万7998株を同P1が，1万2000株を同P2がそれぞれ所有していることから，原告P5社は法人税法2条10号に定める同族会社である。

原告P5社は，P6の筆頭株主であり，平成9年ないし11年ころにお

いては、P 6 の発行済み株式の過半数を所有している。

また、原告 P 5 社は、平成 1 4 年 5 月において、P 6 の株式 5 5 8 万 6 6 0 0 株を所有し、簿価は 2 億 9 1 1 7 万 4 3 2 6 円であるが、P 6 株式の含み益は、E B 債 1 を発行する直前の平成 9 年 1 2 月頃における株価 4 万円を基準として計算すると 2 0 0 0 億円を超える。(以上につき、乙 1 , 2 の 1 , 2 , 乙 3 , 4 , 弁論の全趣旨)

(2) E B 債 1 について

ア E B 債、すなわち他社株償還特約付社債 (Exchangeable Bond) は、一般的には、海外の高格付の金融機関が 1 年未満の短期の資金調達を目的として発行するものである。(乙 9 1)

イ 原告 P 5 社は、英国において、平成 1 0 年 2 月 2 7 日 5 0 0 0 万米ドル、同年 3 月 6 日 6 5 0 0 万米ドル、合計 1 億 1 5 0 0 万米ドルの E B 債 1 を、P 8 銀行を引受人及び支払代理人、P 9 を計算代理人として発行した。E B 債 1 は、利率を額面金額に対し年 2 1 . 2 5 パーセント、満期償還日を平成 1 5 年 5 月 3 1 日とし、あらかじめ決められた基準日 (平成 1 5 年 5 月 1 5 日) に、他社株である P 6 株式の東京証券取引所における 1 株当たりの終値が基準価格 (4 万円) 以上の場合には額面金額相当額を現金で償還し、基準価格未満の場合には、金銭による償還に代えて、社債金額 1 0 0 0 万米ドルにつき P 6 株式 3 万 1 6 0 0 株をもって社債の元本が償還される旨の約定が付されていた。また、E B 債 1 には、任意繰上償還条項があり、原告 P 5 社は、平成 1 3 年 2 月 2 7 日以降平成 1 5 年 5 月 1 5 日前 1 5 日目まで、いつでも社債の全額を額面で償還できることになっていた。(甲 1 の 1 ないし 5 , 乙 5 の 1 , 2)

ウ E B 債 1 の購入者は、名義上、P 1 0 L P S (平成 1 0 年 2 月 2 7 日発行時 5 0 0 0 万米ドル、同年 3 月 6 日発行時 2 5 0 0 万米ドル)、P 1 1 U / T (同日発行時 3 0 0 0 万米ドル)、P 1 2 (同日発行時 1 0 0 0 万

米ドル)とされている。E B 債 1 取引に係る資金の流れは、別紙 1 の 1 ないし 3 のとおりである。(同別紙記載の各証拠, 弁論の全趣旨)

(3) E B 債 2 について

ア 原告 P 5 社は、ルクセンブルク大公国において、平成 12 年 9 月 5 日及び同月 22 日にそれぞれ 2700 万ドル及び 3300 万米ドル、合計 6000 万米ドルの E B 債 2 を、P 13 を引受人かつ支払代理人として発行した。E B 債 2 は、利率を額面金額に対して、平成 12 年 9 月 5 日発行の 2700 万米ドルについては 106.65 円 / 1 米ドル、同月 22 日発行の 3300 万米ドルについては 107.25 円 / 1 米ドルで、それぞれ日本円に換算した金額に対する円建て年 4 パーセント、満期償還日を平成 17 年 11 月 30 日としていた。E B 債 2 は、発行日から 1 年後以降、満期償還日の 10 営業日以前の期間において、社債権者より財務代理人に対し株式交付指図書が提出された場合、上記換算レートで換算した金額を発行日の東京証券取引所の P 6 の株式終値で除して算出される数の同社株式により代物弁済されるという他社株償還条項が付されている。但し、株式交付指図書が提出された翌営業日から第 4 営業日までに原告 P 5 社が社債権者への公告をもって通知した場合、額面の 130 パーセントの金額で現金償還が可能である旨の特約が付されている。(乙 160 の 1, 2)

イ E B 債 2 の名義上の購入者は、P 14 U / T (平成 12 年 9 月 5 日発行分) 及び P 15 U / T の完全子会社である P 16 (同月 22 日発行分) である。E B 債 2 取引に係る資金の流れは、別紙 1 の 3 のとおりである。(乙 156, 157, 弁論の全趣旨)

(4) 不動産等について

原告 P 5 社は、平成 8 年 1 月 17 日、渋谷区 × 番の土地 (登記面積 785.75 平方メートル) を P 17 ほか 1 名から購入し、さらに、平成 10 年 7 月 9 日、同所 × 番の土地 (登記面積 786.14 平方メートル) を競売に

より取得し、この2筆合計22億2275万6411円を土地勘定に計上した。(乙185の1, 2, 弁論の全趣旨)

また、原告P5社は、同年6月24日、上記2筆の土地上に、ゲストハウスの建設を、P18を代表とする共同事業体に請け負わせることとし、当初の金額12億6000万円に設計変更に伴う増額3億6990万円を併せた合計16億2960万円で発注した。そのほか、什器備品の購入に3億0694万0176円、株式会社P19への設計報酬等を含め、上記ゲストハウスの取得価額の総額は、21億5650万4726円であった。これらの契約等は、実質的にはP6が主体となってされたものであった。(乙178, 179の1, 2, 乙180, 181, 弁論の全趣旨)

原告P5社は、平成11年10月1日、P6との間で、不動産等について、賃料を月額1000万円、賃貸期間を平成12年1月25日から10年間と定めてP6に賃貸する旨の契約を締結した。(乙181)

その後、原告P5社は、建物完成2日前の平成11年11月2日付けで、不動産等を合計20億3612万4627円(消費税込み金額)でP20(当時の商号はP21)に売却し、23億4313万6510円の譲渡損を計上した。(乙182, 185の1, 2, 乙186, 弁論の全趣旨)

(5) P22ローンについて

P20は、平成12年1月28日、上記(4)記載の原告P5社からの不動産等購入に関する約20億円の代金の支払のため、P22から25億円を、期間10年間、年利率11パーセントの約定で借り入れる旨の金銭消費貸借契約を締結し、同年1月31日に同額を借り入れた。利息の支払は年1回毎年1月27日であり、その利息の計算期間は最初の利払日である平成13年1月27日についてはローンの貸出日である平成12年1月31日から平成13年1月27日までとし、2回目以降の利払日については前年1月28日から利払日当日の本年1月27日までとするものであった。P22ローンに

係る資金の流れは，別紙 1 の 5 のとおりである。（乙 2 0 4 ほか同別紙記載の各証拠，弁論の全趣旨）

(6) 匿名組合取引について

ア P 2 3 社は，平成 1 3 年 3 月に設立された，不動産等の賃貸を主な事業目的とする株式会社であり，同月 2 7 日に P 2 0 から不動産等を購入した。（乙 1 7 1 ， 1 8 7 の 1 及び 2 ）

イ 平成 1 3 年 3 月 2 8 日，P 2 3 社を営業者とし，P 2 4 社を出資者として，P 2 3 社が行う営業（不動産等の賃貸事業）に関する匿名組合契約が締結された。P 2 4 社による出資額は，当初は平成 1 3 年 3 月 2 9 日支払に係る 9 8 0 万米ドル（円換算：1 米ドル = 1 2 2 . 3 4 円で 1 1 億 9 8 9 3 万 2 0 0 0 円）であったが，同年 7 月 1 7 日，匿名組合契約の第 3 条に基づき，1 0 0 0 万米ドル（円換算：1 米ドル = 1 2 2 . 2 1 円で 1 2 億 2 2 1 0 万円）が追加出資された。（乙 1 7 0 の 1 ， 2 ，乙 1 7 2 ）

ウ P 2 4 社は，匿名組合契約に係る利益の分配金として，同年 8 月 2 8 日に 1 6 9 6 万 8 1 8 8 円を，平成 1 4 年 8 月 2 9 日に 7 3 0 1 万 3 8 1 2 円（平成 1 4 年法 1 5 号による改正後の所得税法 1 6 1 条 1 2 号，1 7 8 条，2 1 2 条及び 2 1 3 条並びに平成 1 4 年法 1 5 号による改正法附則 3 7 条の規定により分配額の 2 0 パーセントが源泉徴収されることとなったことにより，利益の分配金額 9 1 2 6 万 7 3 6 5 円のうち 2 0 パーセント相当額である 1 8 2 5 万 3 4 7 3 円を控除した金額）を受け取った。（乙 1 7 0 の 1 ， 2 ，乙 1 7 4 の 1 ， 2 ，乙 1 7 5 ）

エ このほか，匿名組合取引に係る資金の流れは，別紙 1 の 3 及び 4 のとおりである。（乙 1 9 2 ， 1 9 3 ，弁論の全趣旨）

なお，上記平成 1 4 年 8 月 2 9 日の分配金に係る源泉徴収税額について，居住者に対して営業者が匿名組合契約に係る利益の分配をした場合には，所得税法 2 1 0 条，所得税法施行令 3 2 7 条及び同令 2 9 8 条 8 項に

より、その匿名組合員が10人未満である限りは源泉徴収は不要であることから、日本橋税務署長は、平成15年9月5日付けで源泉徴収税相当額1825万3473円をP23社に対し還付している。(弁論の全趣旨)

(7) P25ファンド取引について

原告P4は、平成9年1月24日に1000万円で購入した株式投資信託であるP25ファンド1000口を、平成12年1月21日(金曜日)に自らが取締役である同族会社の原告P5社に対して3151万9000円で譲渡した。当該譲渡価格は、P26新聞の同月22日の朝刊に発表されているP25ファンドの同月20日の終値3万1519円(1口当たり)を基準に計算された。(乙275, 弁論の全趣旨)

P25ファンドは、同月23日(日曜日)に3151万5540円でP5社に繰上償還された。なお、繰上償還がされることについては、P4とP5社が売買をしたとする同月21日(金曜日)以前に、P25ファンド発行会社からP4へ通知がされていた。

原告P5社は、P25ファンドの繰上償還により下記の金額を計上し、161万7126円の所得金額を減少させるとともに、法人税額から161万3665円の所得税額の控除を受けた。

租税公課	430万3108円
有価証券等売却損	2151万9000円
受取配当金	2151万5540円
損金の額に算入した道府県民税利子割額	107万5777円
法人税額から控除される所得税額	161万3665円
差引合計金額	161万7126円

(注) はマイナスを表す。

原告P4は、繰上償還日の2日前に原告P5社に対してP25ファンドをその基準価格に基づいて売却したことにより、償還時の源泉所得税課税(仮

に繰上償還あるいは満期日償還になった場合には、平成15年法律第8号改正前の措置法8条の2の規定により、償還差益は一律に源泉分離課税の対象とされ、地方税と併せて償還差益の20パーセント相当額の源泉徴収がなされたはずのものである。)を免れ、また、ファンドの譲渡益に対しても、平成15年法律第8号改正前の措置法37条の15の規定により所得税が課されていない。(以上につき、弁論の全趣旨)

(8) 結婚披露宴費用について

原告P5社は、平成13年5月1日から平成13年9月7日までに、役員である原告P2の結婚披露宴及びそれに関連する費用総額9843万4026円を仮払金に計上し、平成13年9月30日、仮払金のうち個人負担分5513万7226円を原告P4に対する未払金と相殺し、4329万6800円を交際費に振替処理をした。(乙277の1及び2、弁論の全趣旨)。

(9) 課税処分等の経緯について

原告らに対する課税処分等の経緯は、別紙2の1ないし5記載のとおりである。

このうち、原告P5社について、本郷税務署長は、平成15年3月14日付けで本件各当初処分(P5社)を行い、これに対し原告P5社が東京国税不服審判所に審査請求をしていたが、原告P5社が給与等を支給する者のうち原告P2については平成11年12月期間ないし平成13年6月期間分は非居住者として所得税法213条の規定により計算した税額を源泉徴収すべきであったにもかかわらず、同法185条の規定により計算した源泉所得税額を算定していたことから、同税務署長が、平成15年11月26日付けで、各当初処分の一部を減額訂正した上、平成11年12月期間ないし平成13年6月期間に非居住者に支払った給与等に係る源泉徴収税と平成13年12月期間の給与等に係る源泉徴収税について本件各追加処分(P5社)を行ったところ、東京国税不服審判所長は、国税通則法104条2項の規定により

本件各当初処分（P5社）に本件各追加処分（P5社）をあわせ審理した上、原告P5社の審査請求をいずれも棄却したものである。（以上につき、甲1の1ないし5、弁論の全趣旨）

(10) 課税処分等の根拠及び適法性について

原告らに対する課税処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張は、別紙3のとおりである。課税処分等の根拠及び適法性のうち、原告らが積極的に争っている事実は、以下の点である。

ア 原告P2について

(ア) 各更正処分の根拠のうち以下の点

a 平成10年分

(a) 利子所得の金額（EB債1取引により原告P5社から支払を受けた適正利息相当額）3152万7459円

(b) 給与所得の金額のうち、原告P5社の取締役としてEB債1取引により支払を受けた利益供与額5226万9721円

b 平成11年分

(a) 利子所得の金額（EB債1取引により原告P5社から支払を受けた適正利息相当額）2058万3547円

(b) 給与所得の金額のうち、原告P5社の取締役としてEB債1取引により支払を受けた利益供与額（居住者期間に支払を受けたもの）3412万5906円

c 平成13年分

雑所得の金額（P22ローンによりP20から利益供与を受けた金額）9423万0821円

(イ) 各重加算税賦課決定処分の適法性

イ 原告P1

(ア) 各更正処分の根拠のうち以下の点

a 平成10年分

(a) 利子所得の金額（E B債1取引により原告P5社から支払を受けた適正利息相当額）6259万0828円

(b) 給与所得の金額のうち，原告P5社の取締役としてE B債1取引により支払を受けた利益供与額1億0377万0023円

b 平成11年分

(a) 利子所得の金額（E B債1取引により原告P5社から支払を受けた適正利息相当額）7696万8558円

(b) 給与所得の金額のうち，原告P5社の取締役としてE B債1取引により支払を受けた利益供与額1億2760万7460円

c 平成12年分

(a) 利子所得の金額（E B債1取引により原告P5社から支払を受けた適正利息相当額4149万5411円とE B債2取引により支払を受けた受取利息326万3490円との合計額）4475万8901円

(b) 給与所得の金額のうち，原告P5社の取締役としてE B債1取引により支払を受けた利益供与額6879万5711円

d 平成13年分

利子所得の金額（E B債2取引により原告P5社から支払を受けた受取利息の金額）1382万1840円

e 平成14年分

利子所得の金額（E B債2取引により原告P5社から支払を受けた受取利息の金額）1382万1840円

(イ) 各重加算税賦課決定処分の適法性

ウ 原告P3

(ア) 各更正処分の根拠のうち以下の点

- a 平成10年分
 - (a) 利子所得の金額（E B 債1取引により原告P 5社から支払を受けた適正利息相当額）3 1 5 2万7 4 5 9円
 - (b) 給与所得の金額のうち，原告P 5社の取締役としてE B 債1取引により支払を受けた利益供与額5 2 2 6万9 7 2 1円
- b 平成11年分
 - (a) 利子所得の金額（E B 債1取引により原告P 5社から支払を受けた適正利息相当額）3 8 7 6万9 6 2 7円
 - (b) 給与所得の金額のうち，原告P 5社の取締役としてE B 債1取引により支払を受けた利益供与額6 5 7 8万3 3 0 1円
- c 平成12年分
 - (a) 利子所得の金額（E B 債1取引により原告P 5社から支払を受けた適正利息相当額）1 8 1 1万2 2 8 6円
 - (b) 給与所得の金額のうち，原告P 5社の取締役としてE B 債1取引により支払を受けた利益供与額3 0 0 2万8 5 6 1円
- d 平成13年分
 - 雑所得の金額（P 2 2ローンによりP 2 0から利益供与を受けた金額）9 4 2 3万0 8 2 1円

(イ) 各加重算税賦課決定処分の適法性

エ 原告P 4

(ア) 各更正処分の根拠のうち以下の点

- a 平成10年分
 - (a) 利子所得の金額のうち，E B 債1取引により原告P 5社から支払を受けた適正利息相当額6億5 4 3 4万0 0 7 0円
 - (b) 給与所得の金額のうち，原告P 5社の取締役としてE B 債1取引により支払を受けた利益供与額1 0億9 6 2 1万7 9 9 2円

b 平成11年分

(a) 利子所得の金額（E B 債1取引により原告P5社から支払を受けた適正利息相当額）7億8863万8193円

(b) 給与所得の金額のうち，原告P5社の取締役としてE B 債1取引により支払を受けた利益供与額13億2100万6529円

c 平成12年分

(a) 利子所得の金額（E B 債1取引により原告P5社から支払を受けた適正利息相当額5億3473万8080円とE B 債2取引により支払を受けた受取利息5067万3260円との合計額）5億8541万1340円

(b) 給与所得の金額のうち，原告P5社の取締役としてE B 債1取引により支払を受けた利益供与額8億9666万3535円，P25ファンド取引により同社から受けた利益供与額430万6568円

d 平成13年分

(a) 不動産所得の金額のうち，匿名組合取引による分配金額1696万8188円

(b) 利子所得の金額（E B 債2取引により原告P5社から支払を受けた受取利息の金額）2億4293万0160円

e 平成14年分

(a) 不動産所得の金額のうち，匿名組合取引による分配金額9126万7365円

(b) 利子所得の金額（E B 債2取引により原告P5社から支払を受けた受取利息の金額）2億4293万0160円

(イ) 各重加算税賦課決定処分の適法性

(ウ) 平成12年分過少申告加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

オ 原告P5社

(ア) 本件原処分（P 5 社）の根拠のうち以下の点

- a E B 債 1 に係る支払利息として支出した金額のうち適正利息超過額に係る源泉所得税額
- b P 2 5 ファンド取引に係る源泉所得税額
- c P 2 2 ローンに係る源泉所得税額
- d 原告 P 2 の結婚披露宴関連費用に係る源泉所得税額

(イ) 重加算税賦課決定処分の適法性のうち，E B 債 1 取引に係る支払利息及び P 2 2 ローンに係る支払額に基づく部分

3 争点

- (1) 原告 P 5 社の訴えのうち，本件各追加処分（P 5 社）の取消しを求める部分は，異議申立て及び審査請求を経ておらず，不適法であるか。
- (2) 原告 P 5 社が E B 債 1 の利息として支払った金員の一部は，P 4 家族の平成 1 0 年分ないし平成 1 2 年分の利子所得ないし給与所得に当たるか否か。同給与所得分につき，原告 P 5 社の源泉徴収に係る所得税の徴収義務が生じるか否か。
- (3) 原告 P 5 社が E B 債 2 の利息として支払った金員の一部は，原告 P 1 及び同 P 4 の平成 1 2 年分ないし平成 1 4 年分の利子所得に当たるか否か。
- (4) P 2 0 が 不動産等の購入のために借り入れた P 2 2 ローンの利息として支払った金員の一部は，原告 P 2 及び同 P 3 の平成 1 3 年分の雑所得に当たるか否か。P 2 0 を吸収合併した原告 P 5 社が P 2 2 ローンの利息として支払った金員の一部は，役員である原告 P 2 及び同 P 3 に対する給与等の支払に該当し，これについて源泉徴収義務が生じるか否か。
- (5) 不動産等の賃貸を営業目的とする匿名組合契約に基づき P 2 3 社が P 2 4 社に対して支払った利益の分配金額は，原告 P 4 の平成 1 3 年分及び平成 1 4 年分の不動産所得に当たるか否か。
- (6) 原告 P 4 が原告 P 5 社に対して償還日直前に P 2 5 ファンドを売却して得

た売却代金のうち，償還を受けたとしたならば徴収されたであろう源泉徴収税額相当額は，原告 P 4 の平成 1 2 年分の給与所得に当たるとともに，原告 P 5 社に源泉徴収義務が生じるか否か。

(7) 原告 P 5 社が負担した原告 P 2 の結婚式及び結婚披露宴関連費用が，役員である原告 P 2 に対する給与等の支払に該当し，原告 P 5 社の源泉徴収義務が生じるか否か。

(8) 各加重算税賦課決定処分が適法であるか否か。

(9) 渋谷税務署長が原告 P 4 及びその家族に対して行った平成 1 5 年 3 月 2 4 日付け各更正処分は，所得税法 2 3 4 条 1 項に反する違法な事後的税務調査に基づくものとして違法であるか。

4 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 原告 P 5 社の訴えのうち，本件各追加処分（P 5 社）の取消しを求める部分は，異議申立て及び審査請求を経ておらず，不適法であるか。

（被告の主張）

原告 P 5 社は，本件各追加処分（P 5 社）について，異議申立て及び審査請求をしておらず，国税不服審判所において本件各当初処分（P 5 社）とあわせ審理したとはいえ，異議申立てについての決定のみならず審査請求についての裁決も経たとは認められない。また，通則法 1 1 5 条 1 項 3 号に規定する正当な理由もない。したがって，本件各追加処分（P 5 社）の取消しを求める訴えは，不服申立ての前置を欠く不適法な訴えである。

(2) 原告 P 5 社が E B 債 1 の利息として支払った金員の一部は，P 4 家族の平成 1 0 年分ないし平成 1 2 年分の利子所得ないし給与所得に当たるか否か。同給与所得分につき，原告 P 5 社の源泉徴収に係る所得税の徴収義務が生じるか否か。

（被告の主張）

ア 所得の帰属について

E B 債 1 の発行目的は、原告 P 5 社が保有する含み益のある P 6 株式を将来売却する場合に備えて、多額の支払利息による欠損金を発生・蓄積させておき、その欠損金によって将来の売却益に対する課税を免れることにあり、かつ、その欠損金を発生・蓄積させるために支出する金員が、P 4 家族とこれらの者が実質的に支配する海外の関連法人等以外に流出することを防止することにあつた。そして、原告 P 5 社の行動を、一般的な社債発行会社の行動と比較すると、資金調達の必要性がないにもかかわらず社債を発行して 1 億 1 5 0 0 万米ドル（約 1 4 6 億円）もの資金を調達したり、利息を支払う立場であるにもかかわらず支払利息の利率をなるべく高く設定するように目論むなど、極めて異常な行動をとっていた。

他方、E B 債 1 の投資家とされる P 1 0 L P S、P 1 1 U / T 及び P 1 2 の行動を、一般的な投資家の行動と比較すると、上記投資家とされる者らは、社債の発行条件を考慮することなしに E B 債 1 への投資を決定したり、また、発行規約に規定されていない時期での中途償還の実施を受け入れるなど、極めて異常な行動をとっており、自らの独立した判断で E B 債 1 に投資を行っているとは到底考えられない。

以上のほか、E B 債 1 取引に介在する海外の S P C やユニット・トラスト及び L P S の実態等に照らすと、E B 債 1 の発行スキームは、当初から、原告 P 4 及び原告 P 5 社によって策定され、かつ、決定されたものであって、E B 債 1 取引に介在する海外の S P C やユニット・トラスト及び L P S は、何ら独立した判断で投資を行っているわけではなく、導管体的組織群として、P 4 家族に対して名義貸しをしただけの形式的な存在にすぎない。

これらの点のほか、P 4 家族は、同族会社である原告 P 5 社の役員として原告 P 5 社を支配しており、他社株償還特約を行使することは全く予定されていなかったこと、原告 P 5 社と E B 債 1 の投資家らは実質的には同

一経済主体であって、いついかなる内容の償還又は中途買入消却でも合意でき、劣後特約は無意味であること、P 4 家族が拠出した資金は、帳簿上の数字の動きだけではなく、現実に現金の資金移動を伴っていること等を併せ考えると、E B 債 1 に係る取引の実体は、P 4 家族から原告 P 5 社に対してプライベートな資金を提供しただけの実質的な融資と、これに対する原告 P 5 社から P 4 家族への利息の支払にほかならならず、取引により発生した所得は P 4 家族に帰属する。

イ 適正金利について

年率 21.25 パーセントの割合で支払われた E B 債 1 の利息は、P 4 家族からの実質的な融資による資金調達としての適正金利部分と、それを超える利益供与部分との総体であり、適正金利部分については、公社債の利子と認められ利子所得となるものの、適正金利を越える部分については、役員としての P 4 及びその家族に対する利益供与となって給与所得に該当する。

E B 債 1 がドル通貨で発行され、かつ、償還時期が 5 年後であることから、E B 債 1 発行当時の米ドル建て 5 年物スワップレート（金融市場の実勢金利を表すものとして一般的に用いられる指標）である年率 6.005 パーセント（平成 10 年 2 月 27 日発行分）及び年率 6.095 パーセント（同年 3 月 6 日発行分）を基礎とし、原告 P 5 社が平成 10 年 1 月 29 日から同年 2 月 27 日までの間、P 27 P 28 支店から原告 P 5 社の信託受益権 1 億円を担保として 5 億円を年利 2.071880 パーセントで借り入れた際のスプレッド 1.4 パーセント、5 年償還という長期の E B 債の金利を算出するのに短期の金利に上乘せするスプレッド 0.5 パーセントを加えた、年率 7.905 パーセント（平成 10 年 2 月 27 日発行分）及び年率 7.995 パーセント（同年 3 月 6 日分）がそれぞれの場合の適正金利である。

ウ 原告らの損益通算の主張について

E B 債 1 の利子の受領者は、P 4 家族であり、原告 P 5 社から導管体的組織群に利息が支払われた時点で、その所得は P 4 家族に帰属するのであるから、原告らの損益通算の主張は失当である。

(原告らの主張)

ア 所得の帰属について

E B 債 1 取引は、P 1 0 L P S、P 1 1 U / T、P 1 2 に法律的にも経済的にも帰属しているから、所得税法 1 2 条の実質所得者課税の原則を適用することはできない。

被告は、本件において、法人格否認の法理の主張立証をするしか原処分の適法性を主張する途はない。被告の「実質支配論」ないし「名義貸し論」は、いずれも E B 債 1 取引に関わる各法主体 (P 1 0 L P S、P 2 9、P 1 4 U / T、P 1 5 U / T、P 1 1 U / T、P 3 0 L P S、P 1 2) の存在を無視できる法的根拠にはなり得ない。

本件では、あくまで P 4 家族個人が当該金銭を受領したことが証明されない限り、P 4 家族の所得として帰属することはないところ、被告は、なぜ各法主体名義の口座に入金された金銭が、P 4 家族個人に所得として帰属するといえるのか、租税実体法上の根拠条文も法理論も示しておらず、被告の主張は失当である。

投資信託に該当する P 1 4 U / T、P 1 5 U / T、P 1 1 U / T には、所得税法 1 3 条 1 項ただし書が適用されるべきであり、これを無視した原処分は違法である。

イ 適正金利について

仮に、E B 債 1 の利息が P 4 家族に帰属しているものとしても、発行体が超優良格付の金融機関であり、東京証券取引所一部上場の有名優良企業の株式を償還対象とした E B 債でも、1 8 ないし 5 0 パーセントの金利が

付されている以上，未だ二部上場企業であったP6を償還対象株式として，無格付会社たる原告P5社が発行したEB債1の金利が21.25パーセントであったとしても何ら不自然ではない。EB債1の金利は，第1引受人たるP8銀行が一流の外資系銀行の信用をかけて算定しており，原告P5社や原告P4算定した同族関係者間取引価格たる金利ではないから，その全部が適正利率である。

ウ 損益通算について

仮に，EB債1の金利が適正利率ではなく，EB債1に係る利息相当額につきP4家族に対して直接課税され得るとしても，原処分庁は，各法主体の全投資活動による損益を各期末に通算し，P4家族の保有割合に応じて按分した金額の限度で課税し得るにすぎない。

(3) 原告P5社がEB債2の利息として支払った金員の一部は，原告P1及び同P4の平成12年分ないし平成14年分の利子所得に当たるか否か。

(被告の主張)

EB債2の発行スキームは，当初から原告P4（原告P1の代理人でもある。）及び原告P5社によって策定され，かつ，決定されたものであって，取引に介在する海外SPCやユニット・トラストが何ら独立した判断で投資を行っているわけではなく，これらは，原告P4及び原告P1に対して名義貸しをしただけの形式的な存在にすぎないものである。

そうすると，EB債2の支払利息は，原告P5社から支払利息名下に金員が拠出された時点で，原告P4及び原告P1に帰属し，同原告らの利子所得に当たると解すべきである。

(原告らの主張)

ア 所得の帰属について

EB債2は，適法かつ適切に当事者の意思に従って発行されたものであり，法的にも経済的にも名義人である法主体に帰属しているから，何ら法

的根拠を明示することなく E B 債 2 の法形式を否認することは許されない。被告が主張する「実質支配論」ないし「名義貸し論」は、いずれも P 1 6 , P 1 4 U / T , P 1 5 U / T の存在を無視できる法的根拠にはならない。

投資信託に該当する P 1 4 U / T , P 1 5 U / T には、所得税法 1 3 条 1 項ただし書が適用されるべきであり、これを無視した原処分は違法である。

イ 損益通算について

仮に、E B 債 2 に係る利息相当額につき原告 P 4 ないし原告 P 1 に対して直接課税され得るとしても、原処分庁は、各法主体の全投資活動による損益を各期末に通算し、原告 P 4 及び原告 P 1 の保有割合に応じて按分した金額の限度で課税し得るにすぎない。

- (4) P 2 0 が 不動産等の購入のために借り入れた P 2 2 ローンの利息として支払った金員の一部は、原告 P 2 及び同 P 3 の平成 1 3 年分の雑所得に当たるか否か。P 2 0 を吸収合併した原告 P 5 社が P 2 2 ローンの利息として支払った金員の一部は、役員である原告 P 2 及び同 P 3 に対する給与等の支払に該当し、これについて源泉徴収義務が生じるか否か。

(被告の主張)

P 2 2 ローンの目的は、約 3 パーセントの年利で P 3 1 4 兄弟から調達した 2 5 億円の資金を P 2 0 に提供し、それに対して P 2 0 (平成 1 3 年 3 月 3 0 日以降は原告 P 5 社)が、合計年 1 1 パーセントの利息を支払う形式をとり、そのうちの年 0 . 2 2 パーセント相当額は P 2 2 に手数料として支払った上で、残りの年 1 0 . 7 8 パーセント相当額のうち、3 . 2 パーセント相当額は P 3 1 4 兄弟に利息として供与し、年 7 . 5 8 パーセント相当額は原告 P 3 及び原告 P 2 に対して供与することにあった。

また、P 2 2 ローンに係るスキームは、当初から原告 P 4 によって策定され、かつ、決定されたものであって、取引に介在する S P C やユニット・ト

ラストが何ら独立した判断で投資を行っているわけではなく、これらは、単に名義貸しをただけの形式的な存在にすぎない。

これらの事実からすると、P 2 2 ローンに係る取引の実体は、P 3 1 4 兄弟とP 2 0 の融資取引を、実体のない外国法人等を介在させることによってわざわざ海外を経由したキャッシュフローを作出して海外の投資家とP 2 0 との間の融資契約であるかのように装い、もって、支払利息に名を借りて融資金額 2 5 億円の年 7 . 5 8 パーセント相当額を受け取るべき合理的な理由のない原告 P 3 及び原告 P 2 に対して利益供与を行うものであり、P 2 0 及び原告 P 5 社から支払われた年 1 1 パーセントの支払利息額のうち年 7 . 5 8 パーセント相当額は、P 2 0 又は原告 P 5 社から P 2 2 に対して支出された、あるいは、支出されるべき時点において、原告 P 3 及び原告 P 2 に帰属し、P 2 0 から支払われた部分は同原告らの雑所得に当たるとともに、原告 P 5 社が支払った部分については役員に支払った給与等として源泉徴収義務が生じる。

(原告らの主張)

ア 所得の帰属について

P 2 2 ローンは、適法かつ適切に当事者の意思に従って行われたものであり、法的にも経済的にも名義人である法主体に帰属するから、何ら法的根拠を明示することなく同ローンの法形式を否認することは許されない。被告が主張する「実質支配論」ないし「名義貸し論」は、いずれも P 3 2 , P 2 2 , P 3 3 の存在を無視できる法的根拠にはならず、P 2 0 ないし原告 P 5 社から支払われた金銭が原告 P 3 及び原告 P 2 の所得となることはない。

投資信託に該当する P 3 4 U / T には、所得税法 1 3 条 1 項ただし書が適用されるべきである。

イ 損益通算について

仮に、P 2 2 ローンに係る利息相当額につき原告 P 3 ないし原告 P 2 に対して直接課税され得るとしても、原処分庁は、各法主体の全投資活動による損益を各期末に通算し、原告 P 3 及び原告 P 2 の保有割合に応じて按分した金額の限度で課税し得るにすぎない。

- (5) 不動産等の賃貸を営業目的とする匿名組合契約に基づき P 2 3 社が P 2 4 社に対して支払った利益の分配金額は、原告 P 4 の平成 1 3 年分及び平成 1 4 年分の不動産所得に当たるか否か。

(被告の主張)

ア(ア)匿名組合契約の営業者 P 2 3 社は、P 5 社との合併により消滅する P 2 0 が保有する 不動産等を引き受け、すべて原告 P 4 の意向に沿って資金の受渡しだけを行うための存在であり、匿名組合契約の組合員である P 2 4 社も、本件匿名組合に出資することのみを目的に存在している。

(イ) E B 債 1 取引に関わる導管体的組織群は、原告 P 4 及び原告 P 5 社の意向を受けて、E B 債 1 の中途買入消却に応じて完全に協調して資金の受渡しを行っている上、その資金が P 2 4 社を経由して、匿名組合の出資金として P 2 3 社に提供されている。

(ウ) P 2 4 社は、本件匿名組合の出資金を調達するために社債を発行したが、社債引受人の情報の問い合わせや社債発行に係る弁護士費用の請求が、原告 P 4 の支配する P 6 になされている。

(エ) 本件匿名組合取引に係るスキームや、P 2 3 社が取得する以前に行われていた 不動産等に係る各取引は、すべて原告 P 4 や P 4 の支配する原告 P 5 社又は P 6 によって組成されている。

イ これらの事実によれば、匿名組合に対する真の出資者は原告 P 4 であり、これを隠ぺいするために外国法人等を介在させ、迂遠で複雑な取引を作出し、外観上、外国法人に対する匿名組合分配金であるかのように仮装したものである。したがって、匿名組合契約により、P 2 3 社から P 2 4 社に

支払われた分配金は，支払われた時点で，原告 P 4 の不動産所得となる。

(原告らの主張)

ア 所得の帰属について

匿名組合契約は，適法かつ適切に当事者の意思に従って行われたものであり，法的にも経済的にも名義人である法主体に帰属するから，何ら法的根拠を明示することなく同契約の法形式を否認することは許されない。被告が論じる同契約の不当性は，いずれも P 2 4 S P C ， P 2 4 社の法人格を否認する法的根拠にはならず，P 2 3 社から支払われた金銭が原告 P 4 の所得となることはない。

投資信託に該当する P 1 5 U / T には，所得税法 1 3 条 1 項ただし書が適用されるべきである。

イ 損益通算について

仮に，匿名組合契約に係る収益につき原告 P 4 に対して直接課税され得るとしても，原処分庁は，各法主体の全投資活動による損益を各期末に通算した金額の限度で課税し得るにすぎない。

(6) 原告 P 4 が原告 P 5 社に対して償還日直前に P 2 5 ファンドを売却して得た売却代金のうち，償還を受けたとしたならば徴収されたであろう源泉徴収税額相当額は，原告 P 4 の平成 1 2 年分の給与所得に当たるとともに，原告 P 5 社に源泉徴収義務が生じるか否か。

(被告の主張)

原告 P 5 社は，本件取引を原告 P 4 の利得のために行うべき合理的な理由がなく，原告 P 4 が負担すべきであった租税相当額の肩代わりをし，原告 P 5 社の役員である原告 P 4 に対して利益供与を行った取引というべきものであり，そもそも，同族会社以外の第三者が同取引のような経済合理性のない取引を行うこと自体あり得ないものである。

したがって，所得税及び地方税相当額である 4 3 0 万 6 5 6 8 円は，原告

P 5 社から原告 P 4 への利益供与にほかならないことから，当該金額については「役員賞与」であって，原告 P 4 の給与所得に該当する。

(原告らの主張)

原処分は P 2 5 ファンド取引について，法人税法 1 3 2 条ないし所得税法 1 5 7 条を適用して，原告 P 5 社ないし原告 P 4 の行為・計算を否認したが，両条はいずれも憲法 1 4 条 1 項に反し無効であるから，両条に基づく原処分もまた無効である。

P 2 5 ファンド取引は，当時広く行われていた適法な節税行為であり，同取引を否認することはできない。

P 2 5 ファンド取引を否認すべき場合であっても，原告 P 5 社が被った損失は 1 6 1 万 7 8 6 1 円であるから，原告 P 5 社・原告 P 4 間の売買価格 3 1 5 1 万 9 7 3 5 円から上記損失額を差し引けば，原告 P 5 社が損失を受けることはなくなり経済合理性が認められるから，P 2 5 ファンドの売買価格を 2 9 9 0 万 1 8 7 4 円に更正すれば足り，同取引全体を否認する必要はない。

(7) 原告 P 5 社が負担した原告 P 2 の結婚式及び結婚披露宴関連費用が，役員である原告 P 2 に対する給与等の支払に該当し，原告 P 5 社の源泉徴収義務が生じるか否か。

(被告の主張)

結婚式や結婚披露宴は，社会通念上，あくまでも私的行事にすぎず，企画・運営が著名人によってされ，事業に関連する者が多数含まれていたとしても，その効果は間接的であり，交際費には当たらない。通常行われる結婚披露パーティーは，結婚する個人が祝福してもらうこと，当該個人の関連者に結婚の事実を披露することを目的とするものであるから，本来その個人が私的に負担すべきものである。

したがって，原告 P 2 の結婚披露宴費用として P 5 社が支出した費用を交

際費とみることはできないのであり，原告 P 2 に対する役員賞与に該当する。
(原告らの主張)

交際費はそもそも事業遂行に対する間接的な効果を企図して支出されるものであるから，被告の「私的行事論」は結婚式及び結婚披露宴関連費用が交際費に該当しないという理由にはならない。法人税法上，社葬費用の損金算入が認められており，同じく冠婚葬祭である上記費用を交際費として認めない合理的理由はない。

原告 P 2 の結婚披露パーティーは，出席者のうち約 78 パーセントが原告 P 5 社の取引関係者であること，私的費用と考えられる部分についてはすべて個人負担としていること，原告 P 5 社は営業実態のある法人であり接待交際費がゼロであることはあり得ないことから，同費用は措置法 61 条の 4 第 3 項に基づき原告 P 5 社の交際費に該当する。

(8) 各重加算税賦課決定処分が適法であるか否か。

(被告の主張)

ア P 4 家族それぞれに対する重加算税賦課決定処分について

E B 債 1 取引，E B 債 2 取引，匿名組合取引及び P 2 2 ローン取引に係る所得については，いずれも導管体的組織群の作成とそれらを通じて各取引を実行して真実の所得の調査解明に困難が伴う状況を作り出すという，まさに外部からもうかがい得る特段の行動をした上で，本来 P 4 家族に帰属する所得を意図的に申告しなかったものである。したがって，これらの所得に係る部分について重加算税の賦課要件をみたすことは明らかであり，その賦課決定処分は適法である。

仮にすべての仕組みが原告 P 4 の意向により決められていたとしても，原告 P 2，同 P 1 及び同 P 3 のいずれもが原告 P 5 社の役員であり，E B 債 1 及び E B 債 2 のような多額の社債の発行や原告 P 5 社と P 2 0 との合併等の重要事項については当然知っていた上，E B 債 1 取引に介在した外

国のパートナーシップの設立に関与した事実もみられるにもかかわらず、自らの確定申告に関して特に過少申告の防止をすることもなく、そのまま過少申告をし、あるいは申告をしていないことからすれば、原告P4が行った行為はすなわち原告P2、原告P1、原告P3それぞれの隠ぺい偽装行為と評価できるのであって、賦課決定処分が適法であることは明らかである。

イ 原告P5社に対する重加算税賦課決定処分について

原告P5社は、EB債1の発行において、海外の第三者に対して発行したかのごとく装い、EB債1に係る社債利息を海外の第三者に対し支出したかのように偽装し、P4家族に対して支給した給与等について源泉徴収義務があるにもかかわらず納付を免れている。

P22ローンは、P31-4兄弟からの借入れと、原告P3及び同P2への利益供与の手段であるにもかかわらず、P20及び原告P5社は、両社の支配者である原告P4の指示の下、P31-4兄弟並びに原告P3及び同P2とP20の間に、外国法人及びユニット・トラストなどを複雑に介在させ、P22ローンが第三者の外国法人であるP22からの真正な資金借入れであるかのように偽装して、本件P22ローンに係る利息を全額支払利息として損金の額に計上している。

これらはいずれも、通則法68条3項に規定する「事実の全部又は一部を偽装し、又は隠ぺいし、その隠ぺいし、又は偽装したところに基づきその国税を法定納期限までに納付しなかったとき」に該当し、重加算税の賦課決定は適法である。

(原告らの主張)

ア EB債1取引、EB債2取引、匿名組合取引及びP22ローンについて、租税実体法上の根拠なくして、名義人である法主体が受領した金員がP4家族に帰属することを前提に、重加算税賦課決定処分をしたことは、憲法

84条及び30条に反し違憲である。

イ 原告P5社，P4家族は，EB債1取引，EB債2取引，匿名組合取引について，現実の資金の動きに合致した経理処理を行っており，その原因行為たる契約内容等についてもすべて帳簿上明らかにしているから，仮装・隠ぺい行為は認められない。

ウ EB債1及びEB債2の利息相当額，匿名組合取引に基づく金員は，未だP4家族に帰属していないから，P4家族には，過少申告の故意が認められない。P31-4兄弟のうちP35が，P36U/Tの受益権を原告P5社に売却して得た売却益について確定申告していることは，原告P5社及びP4家族の納税意思を明確に裏付けている。

エ EB債1の支払利息の一部のみに仮装隠ぺいし過少申告の故意を認める原処分の認定は極めて不自然であり事実に反する。

(9) 渋谷税務署長がP4家族に対して行った平成15年3月24日付け各更正処分は，所得税法234条1項に反する違法な事後的税務調査に基づくものとして違法であるか。

(原告らの主張)

ア 渋谷税務署長は，平成15年3月24日当時には，処分額を計算する上で必要不可欠な税務調査を行っておらず，同月25日以後に行われた所得税法234条1項に反する違法な税務調査により処分額を計算する上で必要な事実関係を調査した上，通則法27条に違反して更正処分を行った。

イ 通則法27条及び所得税法234条1項の定める手続は，憲法31条に基づく適正手続として憲法上保障されており，これに違反してなされた更正処分は違法である。

(被告の主張)

ア 各更正処分後である平成15年4月22日に，調査担当官であったP37専門官がP8銀行に対して質問書を交付した理由は，各更正処分以前に

提出を依頼していた関係書類の一部が、同グループから提出されなかったことによるものであり、各更正処分の時点で既に把握していた事実関係をより明らかにする直接的な資料や回答を求めているにすぎない。各更正処分前に明らかになった事実と、原告らの関係者が渋谷税務署長の調査に対して故意に虚偽の事実を告げて非協力的な態度をとっていることを総合的に判断すれば、E B 債 1 取引の真の法的合意は、原告 P 5 社から P 4 家族に対する利益移転であると認定できた。

イ 通則法 27 条の「調査」とは、課税標準等又は税額等を認定するに至る一連の判断過程の一切を意味し、課税庁が税務官署内において、既に収集した資料を検討して正当な課税標準を認定することも「調査」に含まれ、一定の調査の結果から合理的に推認できる範囲で事実認定をして処分をすること自体が禁止されているわけではない。渋谷税務署長が各更正処分の前に資料収集を行い、原告らに対し事情聴取等の「調査」をした上で更正処分を行っていることは明らかであるから、渋谷税務署長が行った各更正処分は、通則法 27 条に違反しない。

ウ 原告らが所得税法 234 条 1 項違反であると主張する調査は、各更正処分後の調査を指しているから、仮に、各更正処分後に行われた調査に何らかの違法性が認められたとしても、それをもって、それ以前に行われた各更正処分が違法とはならない。

第 3 争点に対する判断

1 争点(1) (本件各追加処分 (P 5 社) の取消請求の適法性) について

本件各追加処分 (P 5 社) は、本件各当初処分 (P 5 社) に対し原告 P 5 社が審査請求をしていたところ、原告 P 2 に対する給与等の一部については非居住者として所得税法 213 条の規定により計算した税額を源泉徴収すべきであったにもかかわらず、同法 185 条の規定により計算した源泉所得税額を算定していたため、原処分庁において、本件各当初処分 (P 5 社) に対する審査請

求がなされた後，その一部を減額訂正したのと同日に，減額訂正に係る給与等について改めて非居住者に支払われたものとしての源泉徴収税等を徴収すべきであった旨の処分をしたものであるから，その内容は本件各追加処分（P5社）と実質的に同一であるといえる。そして，本訴においても，原告P5社の本件各当初処分（P5社）及び本件各追加処分（P5社）に対する不服の理由は共通しているところ，東京国税不服審判所長も，国税通則法104条2項の規定により，本件各当初処分（P5社）に本件各追加処分（P5社）をあわせて審理した上，原告P5社の審査請求をいずれも棄却しているのであって（前記第2の2(9)），本件各追加処分（P5社）について改めて不服申立てをしても，異なる判断がされたとは考え難い。

そうすると，本件においては，本件各当初処分（P5社）に対する不服申立手続によって，本件各追加処分（P5社）についても，実質上審理判断がされており，再度，本件各追加処分（P5社）について不服申立てを行っても，異なる判断がされることは，処分行政庁の合理的な判断としては考え難いのであるから，このような場合には，本件各追加処分（P5社）につき不服申立てを経ないで訴訟を提起したことには，国税通則法115条1項3号にいう「正当な理由」があるというべきである。

したがって，本件各追加処分（P5社）の取消請求が不服申立手続を経ていないとの理由で不適法であるとはいえない。

2 争点(2)（EB債1取引）について

(1) 認定事実

（特に限定のない限り，前記争いのない事実等に各末尾記載の証拠と弁論の全趣旨によって認められる事実を記載した。以下同じ。）

ア まず，EB債1に関する資金の流れについては，前記争いのない事実等（第2の2(2)）記載のとおり，別紙1の1ないし3のとおりであったと認められる。

イ E B 債 1 の発行目的について

(ア) 前記第 2 の 1 (1) のとおり，原告 P 5 社の保有する P 6 株式は多額の含み益を有しており，同株式の値上がりに伴い含み益が更に増大する可能性を有し，将来売却した場合には膨大な売却益を発生させることが予想されていたところ，原告 P 4 は，平成 7 年 3 月ころ，原告 P 5 社が所有する P 6 株式の譲渡時に生じる多額のキャピタル・ゲインに対する課税について懸念するとともに，原告 P 4 が保有する原告 P 5 社の株式の譲渡益に対する課税を軽減する具体的方策を検討し，P 9 P 3 8 に対し問い合わせをし，可能なスキームについてアドバイスを受けていた。

(乙 7 8)

(イ) P 9 は，平成 9 年 1 2 月 2 4 日，原告 P 5 社に対し，普通社債，E B 債，デュアル・カレンシー債の 3 種のドル建て債券の発行概要を提案し，E B 債の特徴として，基準価格が発行時の株価と同額の場合に，利息が年利 2 0 . 5 パーセントと，利息が高く設定できることを挙げた。そして，原告 P 5 社は，具体的な資金運用目的がなかったにもかかわらず，5 0 億円相当の E B 債を発行する旨の回答をし，調達した資金の運用方法の提案を求めた。また，原告 P 5 社は，原告 P 5 社が支払うことになる利息が，外部流出することを避け，原告 P 4 ないし原告 P 5 社の下に置くための手法として「吸引装置」の設置も予定していた。(乙 8

1，8 2)

(ウ) P 9 は，原告 P 5 社が年利 2 0 パーセントを超える利率で調達した資金の運用方法として，逆ざやが生じることが明らかな，わずか年数パーセントの利率の S P C のノート(中期債)による運用を提案した。しかし，P 3 9 会計士は，原告 P 4 と打ち合わせをした上，P 9 に対し，平成 1 0 年 1 月 7 日，2 0 パーセントの社債で調達した資金を，数パーセントの利率のノートにより運用するのは変だと思ふ旨の意見を述べ，

S P C のエクイティファイナンス（新株発行を伴う資金調達）を利用することを再提案した。すなわち，この時点では，P 5 社の発行する E B 債によって調達する資金の運用目的は，未だ定まっていなかった。また，P 3 9 会計士は，原告 P 5 社に損失が生じること自体を問題とするのではなく，むしろ，不自然な取引であることが明らかになることを問題視していた。（乙 8 4）

(エ) その後，E B 債 1 の発行まで 1 か月を切った発行直前の段階でも，原告 P 5 社が調達した資金の全部又は一部を，海外で設立された S P C のノートの購入に充てる程度以上に，明確かつ具体的な使途が決まっていなかった。また，P 9 は，E B 債の支払利率をできるだけ引き上げるべく検討し，また，原告 P 5 社に対しても，発行条件によっては利率の引下げ要因となることに注意喚起をした。（乙 8 3，8 9，9 8 ないし 1 0 5）

(オ) 原告 P 4 ないし原告 P 5 社は，平成 1 0 年 7 月当時，P 6 株式を新たに海外に設立する S P C に移転・売却することを計画し，売却する株式の数については，売却益に対して法人税が課せられないようにするために，蓄積しておく損金と売却益が同額となるようにすることを検討すると共に，欠損金を増加させるための更なる方策を検討していた。（乙 7 9）

(カ) 以上の事実によれば，原告 P 5 社は，P 9 のアドバイスを受けて，具体的な資金の使途がないにもかかわらず，あえて金利負担の大きい E B 債 1 を発行することにより，多額の支払利息による欠損金を発生・蓄積させておき，将来，原告 P 5 社が保有する P 6 の株式を売却する場合のキャピタルゲインに対する課税を免れようと企図したことが認められる。

ウ E B 債 1 の名義上の購入者とされる L P S ， U / T ， S P C について

- (ア) 原告 P 4 は、原告 P 5 社が発行する債券の種類その他の条件が決定しておらず、したがって未だ引受の条件が定まっていない平成 9 年 1 2 月 1 6 日の時点で、P 3 9 会計士を通じて P 9 に対し、「既に引受人が決まっているのだから」などと述べ、条件未定の債券について既に引受人が決まっていることを当然の前提としてやりとりをしていた。(乙 8 0 ないし 8 2)
- (イ) P 3 9 会計士、P 9 P 4 0 及び P 6 関係者らは、平成 1 0 年 1 月ころ、市場価格での買入消却及び額面での償還条項があれば株に転換しなくても不自然ではない旨の協議をし、既に、この時点で、他社株償還特約が付されていても実際にはそれを行せず、期限前に現金により償還することを当然の前提とし、それを合理化できる方法について検討していた。(乙 8 3)
- (ウ) 原告 P 5 社は、任意繰上償還条項の適用を受ける平成 1 3 年 2 月 2 7 日より 1 年以上前の平成 1 1 年 1 1 月 2 4 日ころには、計算代理人である P 9 を介することなく、E B 債 1 の名義上の購入者である P 1 0 L P S、P 1 1 U / T 及び P 1 2 と買戻しについて合意し、また、同年 1 2 月 1 4 日ころ、買戻代金を支払代理人である P 8 銀行を通すことなく、P 1 0 L P S、P 1 1 U / T 及び P 1 2 の口座に直接入金することを要請した。そして、原告 P 5 社は、平成 1 2 年 5 月から 9 月までの間に、実際に、中途償還を実施した。(乙 1 3 4 ないし 1 3 6)
- (エ) 以上のように、原告 P 4 は、E B 債 1 の発行条件が決定される前に既に E B 債 1 の購入者を決定しており、その購入者である P 1 0 L P S、P 1 1 U / T 及び P 1 2 は、債券の発行条件を知ることなしに出資を決定しているのであり、原告 P 5 社は、E B 債 1 の発行前から中途償還を予定し、任意繰上償還条項が適用される時期の 1 年以上前からその実施を受け入れ、実際に平成 1 2 年 5 月から 9 月までの間に中途償還をして

いるのであって、P 1 0 L P S、P 1 1 U / T及びP 1 2は、原告P 5社の意向に従って投資態度を決定していたことが認められる。

エ EB債1取引に關与したL P S、U / T、S P Cについて

(ア) P 1 0、P 2 9及びP 4 1について

P 1 0、P 2 9及びP 4 1は、いずれも実質、原告P 4によって設立され、同人が支配している会社であり、設立・維持費用はすべて原告P 5社が負担していた。(乙6、93ないし96、98ないし113、弁論の全趣旨)

(イ) P 1 4 U / T、P 1 5 U / T、P 1 1 U / T及びP 3 0 L P Sについて

P 1 4 U / T、P 1 5 U / T、P 1 1 U / Tは、いずれもP 4家族が支配しており、それらを運営する受託者は、その活動に関して判断権限を有していなかった。(乙57の1ないし6、乙86、87、94、95、98ないし106、119、122ないし124、147、弁論の全趣旨)

P 3 0 L P Sは、P 4家族のみがリミテッド・パートナーであり、P 4家族の資金をP 1 1 U / Tに流すことを目的とする会社であった。

(乙57の1ないし6)

(ウ) P 4 2について

a P 3 9会計士は、平成10年2月3日、原告P 4と打ち合わせた上、P 9 P 3 8に対し、P 1 0とのパートナーシップ契約でリミテッド・パートナーとなる海外法人(すなわちP 4 2)を、原告P 5社が用意する旨伝えた。(乙87)

P 9 P 3 8は、同月13日、原告P 4に対し、P 1 0の設立費用、パートナーシップ契約に係る費用等をP 4 2が負担するよう設定しておく旨を連絡した。(乙94)

P 9 P 3 8 が平成 1 0 年 2 月 5 日付けで作成した E B 債 1 のスキーム図には、P 4 2 のオーナーが「日本人である M r . X 」である旨の記載があり（乙 9 8 ）、同様に P 9 P 3 8 が作成した同種資料（乙 1 0 3 ないし 1 0 5 ）から、「M r . X 」は原告 P 4 を意味するものと認められる。

P 4 3 の P 4 4 は、平成 1 0 年 1 月 1 6 日、P 9 P 3 8 に対し、P 4 2 の経済的利益を享受する「M r . X 」について、ジャージー島当局が情報提供を求めるだろうと連絡し、P 9 P 3 8 からこのことを伝えられた原告 P 4 は、同月 2 9 日ころ、情報提供のための書面を作成して P 4 4 に送った。（乙 1 0 7 , 1 0 8 , 1 1 5 , 1 1 6 ）

P 4 2 は、P 1 0 L P S のリミテッドパートナーとして、E B 債 1 の買戻しを含め、E B 債 1 取引による利益を吸収する役割を果たしており、原告 P 4 が、このような仕組みで行うことについて最終決定した。（乙 9 6 , 1 1 7 ないし 1 2 0 ）

原告 P 4 は、外観上、原告 P 4 が P 1 0 L P S と切り離された形となることを望んでおり、また、そのための検討がされた。（乙 8 3 , 1 1 7 , 1 1 9 ）

そして、前掲争いのない事実等記載のとおり、P 1 0 が原告 P 5 社から受け取った利息のうち P 2 9 に米国債品借料を支払った残額を P 4 2 に支払っている。

- b 以上の事実によれば、P 4 2 は、原告 P 4 に実質的に支配されており、E B 債 1 の利息が原告 P 5 社から P 1 0 に支払われるという外形を維持しながら、P 1 0 L P S を通じてその利息を吸収し、それを原告 P 4 に還元させるために、原告 P 4 によって形式上組み込まれたものであると認められる（なお、P 9 P 3 8 の陳述書（甲 9 7 ）には、乙 9 8 のスキーム図において P 4 2 の株主として記載された M r . X

が原告 P 4 であるか不明であるとの記載があるが，同人が原告 P 4 の
ジャージー島当局への情報提供に関わっていることその他前記各認定
事実を照らして，上記記載内容は信用できない。)。

- c この点について，原告らは，P 4 2 は，E B 債 1 取引の全期間中，
原告 P 4 と無関係のジャージー籍の信託会社の子会社である P 4 5 が
株主となっており，P 4 家族は P 4 2 の株主ではない旨を主張してい
る。しかしながら，原告らの主張によれば，P 4 5 は，P 4 6 の経営
する P 4 7 の企業であるところ，証拠（乙 2 2 0 ， 2 8 4 ）によれば，
P 4 7 は，国際的投資家のサポート業務をしており，P 4 家族の国際
的な投資をサポートするために，同グループの一員である P 4 5 を P
4 2 の株主としていたことが推認される上，同グループに属すると推
認される P 4 8 が，P 1 5 U / T 及び P 1 1 U / T の受託者となってい
る（乙 1 2 4 ， 1 4 7 ， 2 3 4 ）など，同グループが E B 債 1 取引
全体に関与していることからするならば，P 4 2 の株主が P 4 5 であ
ることは，むしろ P 4 2 が，原告 P 4 のために利息を吸収する役割を
果たしていたことを裏付けるものとさえいえるのであって，この点に
ついての原告らの主張は採用できない。

(エ) P 1 2 について

P 1 2 は，登録機関等で実体を確認できないペーパーカンパニーであ
り，平成 1 0 年 2 月 2 3 日に，原告 P 4 が P 9 P 3 8 に P 1 2 の名称・
所在等の詳細を教えたのを受けて，P 9 P 3 8 の作成した E B 債 1 発行
スキーム図に，1 0 0 0 万米ドル分の E B 債 1 を購入する名称不明の投
資家として加えられた。E B 債 1 の利払当時，原告 P 5 社が米ドル以外
での支払を希望していたところ，P 1 2 も，原告 P 5 社が希望するのと
同じ通貨で受け取ることを要請していた。（乙 7 5 ， 7 7 ， 1 0 1 ， 1
0 2 ， 1 0 4 ， 1 1 0 の 2 ）

このほか、P 1 2 は、P 1 0、P 1 1 U / T 同様、E B 債 1 の発行、償還時に、すべて原告 P 5 社の意向に従って投資態度を決定していたことを合わせて考えるならば、P 1 2 も原告 P 5 社又は P 4 家族が実質的に支配していたものであると推認することができる。

なお、P 1 2 の取締役とされる P 4 9 は P 4 家族が同社の受益権を保有していなかった旨を回答し（甲 3 1 の 2）、また、P 1 2 の年次報告書（甲 9 9 の 1 ないし 4）には、同社の株主は P 5 0 と P 5 1 である旨の記載があるが、この両社の住所は、いずれも P 1 2 の住所と同じであり、この住所はまた同社の副秘書役 P 5 2 の住所及び年次報告書の提出者 P 5 3 の住所とも同一であること、P 5 3 はタックスプランニング等を行う P 5 4 の関係会社であり、同社の住所は、P 5 0 と P 5 1 と同じ建物の 1 階下であること、P 1 2 の役員である P 4 9 及び P 5 5 は、P 5 4 の役員でもあり、会計士であること（以上につき甲 9 9 の 1 ないし 4、乙 2 8 5）に鑑みると、P 1 2 ないしその株主とされる P 5 0 と P 5 1 は、いずれも投資家のタックスプランニングのために利用されたものであることがうかがわれるのであって、上記各証拠によって、P 1 2 が原告 P 5 社又は P 4 家族により実質的に支配されている旨の推認を覆すに足りるものではない。

（オ）以上の各組織の実体のほか、これらの組織が、平成 1 2 年 5 月ないし 9 月に行われた E B 債 1 の中途買入償還ないしそれに伴う資金の移動に際して協調した行動をとっており、別紙 1 の 3 記載のとおり、P 1 0 L P S、P 2 9、P 1 4 U / T、P 1 5 U / T を経由した資金は、E B 債 2 取引や匿名組合取引にも巡回して流れていることから、いずれも原告 P 4 の意向に基づき P 4 家族の資金の受渡しを行った形式的な存在にすぎないものと推認することができる。

オ E B 債 1 と P 4 家族について

(ア) P 9 は、E B 債 1 の発行条件を検討していたが、平成 1 0 年 1 月 1 9 日時点で、投資家が 1 人であり、転売もされないことが予定されていた。(乙 8 9)

(イ) P 3 9 会計士は、同年 2 月 2 日、その時点における債券引受可能額を P 9 に連絡しており、また、同年 2 月 1 8 日時点において、E B 債 1 のうち 1 回目発行分は、全額、原告 P 4 の資金が充てられ、2 回目発行分のうち 2 4 0 0 万ドル分は、原告 P 4 及び原告 P 1 の資金が充てられることとなっており、このことは原告 P 4、P 3 9 会計士、P 9 の共通の認識であった。(乙 8 6、9 6)

(ウ) P 9 P 3 8 は、E B 債 1 の発行条件を最終的に確定する同月中旬ころには、原告 P 4 にたびたびファックスを送付し、E B 債 1 取引に介在する S P C の設立・管理費用や、S P C との取引の内容等について報告したり、E B 債 1 の名義上の購入者の連絡先を問い合わせたり、投資家の確定を求めるなどしており、最終的に、原告 P 4 が直接、意思決定をした上で、E B 債 1 が発行された。(乙 9 3 ないし 9 7)

(エ) 以上の事実が認められるところ、前記アないしウで認定した各事実に、エの(ア)ないし(エ)の事実を合わせて考えれば、E B 債 1 に対する真の購入者は P 4 家族であったと推認することができ、これを覆すに足りる証拠はない。

(2) 所得の帰属について

以上の事実によれば、E B 債 1 取引は、原告 P 5 社が具体的な用途がないのに P 4 家族から資金調達をして欠損金を発生・蓄積させて、P 6 株式の売却益への課税を免れるべく行われたものであり、これに伴って生じる P 4 家族の利益を隠ぺいするため、原告 P 4 が実質支配する海外の S P C、リミテッドパートナーシップ、ユニットトラスト等を複雑に組み合わせた海外投資スキームを作出・実行して、原告 P 5 社が P 4 家族とは無関係の独立した購

入者に利息を支払ったかのような外形を整えたものであると認められる。そして、原告P5社が、多額の含み益を抱える一方、原告P4が原告P5社を実質支配しており、P4家族と原告P5社が実質的に同一の経済主体であって、いかなる内容の中途償還でも合意することができることから、利率を嵩上げするために、ことさらEB債の形式を利用したものであり、実質的にはP4家族らの原告P5社に対する融資にほかならないというべきである。

そして、以上のEB債1取引の実体に照らせば、EB債1のうちP4家族の資金により取得されたことが明らかな、P10LPS、P11U/Tが名義上の購入者となったものについては、原告P5社から原告P4が実質支配する名義上の投資家に利息が支払われたときに、P4家族の所得として帰属したというべきであり、その収益は、所得税法12条により、これを享受するP4家族に帰属するとして所得税法が適用されると解すべきである。

これに対し原告らは、EB債1の名義上の投資家であるP10LPS等の法人格は否認されない旨を主張するが、上記のとおり、EB債1取引は、P4家族がこれらの名義を借用したものであって、所得税法は、法律上収益が帰属するとみられる者が単なる名義人であってその収益を享受せず、他の者が収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するとして所得税法を適用するとしているのであるから（所得税法12条）、EB債1の名義上の投資家の法人格を否認すべきか否かはそもそも問題とならない。

また、原告らは、名義上の投資家の預金口座に入金された金員がP4家族の所得として帰属することはないと主張するが、前記認定事実によるならば、P4家族は、名義上の購入者の預金口座をも含めて、これらの名義を借用したものと認められるから、EB債1の利息が同口座に入金されることによりP4家族の所得として帰属するというべきであり、原告らの同主張も理由がない。

このほか原告らは、投資信託に関する所得税法13条1項ただし書の適用

を主張するが、本件で問題となっているのはP 4 家族がE B 債 1 を真に購入した主体であるか否かであって、所得税法 1 3 条 1 項ただし書の適用可能性が問題となる余地はない。

(3) 所得の区分及び適正利率について

ア また、上記のとおり、E B 債 1 の真の投資家はP 4 家族であり、経済的にみればE B 債 1 取引の実体が、P 4 家族の原告P 5 社に対する融資と、これに対する原告P 5 社の利息の支払であって、ことさら金利を嵩上げするためにE B 債の形式が用いられたことから、P 4 家族の所得のうち、取引の実体に即した適正利率の範囲部分については利子所得となるものの、これを超える部分については、原告P 5 社の役員としてのP 4 家族に対する利益供与として給与所得に該当することになる。

イ そこで、E B 債 1 取引における適正利率を検討すると、E B 債 1 が米ドル建てで発行され、かつ償還期間が5 年後であって、中途償還が予定されていたものの時期が確定していたとは認め難いことから、E B 債 1 発行当時の銀行間の5 年間のドル資金の貸出実勢レートである米ドル建て5 年ものスワップレート6 . 0 0 5 パーセント（平成 1 0 年 2 月 2 7 日発行分）及び6 . 0 9 5 パーセント（同年 3 月 6 日発行分）（乙 1 5 1）を基礎とするのが相当である。

そして、原告P 5 社が平成 1 0 年 1 月 2 9 日から同年 2 月 2 7 日までの間に、P 2 7 P 2 8 支店から原告P 5 社の信託受益権 1 億円を担保として 5 億円を借り入れた際のスプレッドが 1 . 4 パーセントであったこと（乙 1 5 2）、一般に銀行が長期の貸出を行う際に用いられる新長期プライムレートの計算において貸出期間が 3 年超の場合に、新短期プライムレートに 0 . 5 パーセントを上乗せするスプレッドが 0 . 5 パーセントであること（乙 1 5 3 , 1 5 4）、E B 債 1 は劣後債であるものの、原告P 5 社が多額の含み益を抱えており、取引当事者が実質的には同一の経済主体であ

ることなども勘案すると、前記の米ドル建て5年ものスワップレートを基礎として、スプレッドとして1.9パーセントを上乗せした、7.905パーセント（平成10年2月27日発行分）及び7.995パーセント（同年3月6日発行分）が適正金利であると考えべきである。

ウ これに対し、原告らは、他のEB債発行事例で18ないし50パーセントの金利が付されていること、EB債1の金利はP8銀行が信用をかけて算定したものであること等によればEB債1の金利21.25パーセントが適正利率である旨縷々主張しているが、これらはいずれも、EB債1取引の実体が、経済的にはP4家族の原告P5社に対する融資と、これに対する原告P5社の利息の支払であることを考慮しないものであって、理由がない。

エ 以上のとおり、EB債1取引における適正利率は7.905パーセント（平成10年2月27日発行分）又は7.995パーセント（同年3月6日発行分）であって、この適正利率部分はP4家族の利子所得であり、これを超える部分は役員報酬として給与所得となると解すべきである。同様に、適正利率超過部分は、原告P5社による給与等の支払金額となり、所得税法183条により（非居住者期間の原告P2に対する部分は同法212条及び213条により）、原告P5社に源泉徴収義務が生じる。

(4) 損益通算の要否について

原告らはこのほかならぬ、P4家族に帰属する所得は、EB債1取引に介在する各法主体の全投資活動による損益を各期末に通算したものを基礎として計算した金額が上限であると主張するが、EB債1取引の実体は前記のとおり、EB債1取引に介在したSPC等がP4家族に名義貸しをしたものであって、これらのSPC等がEB債1取引以外の投資活動をしていたとしても、それは本件におけるEB債1取引による収益の帰属とは無関係であるというべきであるから、損益通算をすべき理由はない。したがって、原告らの

損益通算に関する主張は理由がない。

(5) 小括

以上より，争点(2)に係る被告の主張は理由がある。

3 争点(3) (E B 債 2 取引) について

(1) 認定事実

ア まず， E B 債 2 に関する資金の流れについては，前記争いのない事実等（第 2 の 2 (3)）記載のとおり，別紙 1 の 3 のとおりであったと認められる。

イ そして， E B 債 2 の名義上の購入者は， P 1 4 U / T 及び P 1 6 であったが， P 1 4 U / T は，前記のとおり P 4 家族の支配下において独自の判断権限を有していないものであり， P 1 6 は， P 1 5 U / T が全額出資した会社であるところ（乙 1 5 7），前記のとおり P 1 5 U / T は， P 1 4 U / T と同様に， P 4 家族の支配下にあるから， P 1 6 もまた， P 4 家族の支配下において，独自の判断権限を有していないものであった。そして， P 1 4 U / T 及び P 1 6 が E B 債 2 を取得した際の資金は，原告 P 5 社から E B 債 1 償還資金として P 1 0 L P S ， P 2 9 ， P 1 4 U / T 又は P 1 5 U / T ， P 1 6 と順次移転したものであるところ（別紙 1 の 3 記載の P 1 4 ルート， P 1 5 U / T ルート 1 ）， P 1 0 ， P 2 9 もまた，前記のとおり，いずれも P 4 家族に支配されているものである。

さらに， E B 債 1 の真実の購入者は前記のとおり原告 P 4 ，同 P 1 を含む P 4 家族であり， P 1 4 U / T ， P 1 5 U / T の受益者は原告 P 4 及び同 P 1 とされているから， E B 債 2 の購入資金は実質的には原告 P 4 及び同 P 1 に由来するというべきである。

ウ E B 債 2 の発行に関しては， E B 債 1 の発行の場合と同様，まだ発行条件が定まっていない発行準備の段階から，既に投資家が決定していた。（乙 1 6 9 の 1 及び 2 ）

エ そうすると，E B 債 2 取引は，E B 債 1 取引と同様，真実の購入者は P 1 4 U / T 及び P 1 5 U / T の受益者とされている原告 P 4 及び原告 P 1 であり，P 1 4 U / T，P 1 6 はいずれも名義を貸しただけのものと認められる。

(2) 所得の帰属について

以上の E B 債 2 取引の実体に照らすと，E B 債 1 取引と同様，所得税法 1 2 条により，原告 P 5 社から原告 P 4 が実質支配する名義上の投資家に利息が支払われたときに，原告 P 4 及び原告 P 1 の所得として帰属し，社債の利子として利子所得に当たると認められる。

(3) 損益通算の要否について

そして，E B 債 2 取引についても，E B 債 1 取引と同様の理由で，原告らの主張は理由がない。

(4) 小括

したがって，争点(3)に係る被告の主張は理由がある。

4 争点(4) (P 2 2 ローン) について

(1) 認定事実

ア まず，P 2 2 ローンに関する資金の流れについては，前記争いのない事実等 (第 2 の 2 (5)) 記載のとおり，別紙 1 の 5 のとおりであったと認められる。

イ そして，平成 1 1 年 1 1 月当時，P 2 0 (当時の商号は P 2 1) の代表取締役は P 5 6 であり，株主は P 5 7 であった。P 5 6 は，原告 P 4 が株主である株式会社 P 5 8 の代表取締役であり，平成 1 2 年 6 月に原告 P 5 社が株主となって設立された株式会社 P 5 9 の代表取締役でもあった。P 5 7 は，P 3 9 会計士が代表取締役を，P 6 P 6 0，原告 P 3，同 P 2 が取締役をしており，また，P 5 7 の株主である P 6 1 は，原告 P 3 及び同 P 2 により意思決定がされている会社であった。P 3 9 会計士及び P 6 P

60は、原告P5社のEB債1取引にも深く関与していた。(乙136, 176, 177)

ウ P20は、債務超過の状態にあつたにもかかわらず、平成11年11月2日、原告P5社から不動産等を代金20億円余りで購入し、平成12年1月28日に締結したP22ローンを通じて調達した資金で、契約から約3か月経過した同年2月3日に代金を決済したものの、P20がP22ローンによって支払う利息が年2億7500万円(借入金額25億円、年11パーセント)であるのに対し、P20がP6から得ていた賃料は月額1000万円、年間1億2000万円であり、年々多額の損失が発生することが見込まれていた。(乙181, 184の1及び2, 前記第2の2(4))

エ 原告P4は、平成11年ころ、P31 4兄弟から、P6株式売却代金25億円を、国債の利回りを上回る程度の固定金利で運用するための方法につき相談を受けていた。(乙215)

オ 原告P4, P39会計士及びP6関係者は、遅くとも平成11年11月25日までに、別紙1の5記載のような海外のSPCを介した融資スキームであるP22ローン・スキームの原型を考案し、P9P38(当時はP62勤務)の紹介により、P63社の代表取締役P64に同スキームに係る業務を依頼した。P20側の担当者はP6P60であった。上記海外SPCは、P22及びP32として、P63社が委託したP65により設立・維持管理されたが、両社はいわゆるペーパーカンパニーであり、その設立・維持管理費用はP63社が負担していた。P64は、P22日本支店の代表者に就任した。(乙195ないし197)

カ 原告P4は、P31 4兄弟をP22ローンの資金提供者とすることとしたが、P22ローンによって、P5社が支払うこととして予定されていた金利11パーセントについては、これをそのままP31 4兄弟に支払

うのは多すぎると判断し、P 3 1 4 兄弟に3.2パーセントを支払い、残りの大部分を子である原告P 3 及び同P 2 に各2分の1ずつ取得させることにし、これを実行するため、原告P 4 は、P 3 1 4 兄弟がP 3 6 U / T に投資すること、また、原告P 3 及び同P 2 がP 3 4 U / T に投資し、P 3 4 U / T が株主となってP 3 3 を設立すること等を指示し、それらの事務をP 6 6 に依頼した。(乙215, 216)

キ P 6 4 は、P 2 2 ローンの利息の支払について、P 2 0 からP 3 1 4 兄弟が投資しているP 3 6 U / T に至る資金の受渡しの全過程にわたり指示を出した。(乙217)

ク P 3 2 は、P 3 3 に対して優先株を発行し、平成13年2月に出資1万米ドルがP 3 2 に支払われているが、この一連の手続は、P 6 P 6 0 からの依頼により、P 6 4 が、P 6 5 を通じて手配した。(乙197)

ケ なお、原告P 5 社は、平成13年3月30日にP 2 0 を吸収合併し(乙176)、同年8月7日にP 3 1 4 兄弟からP 3 6 U / T 受益権の譲渡を受けたことから、原告P 5 社が支払ったP 2 2 ローンの利息の一部は同社が受益権を有するP 3 6 U / T に環流され、残りの大部分は原告P 3 及び同P 2 が受益権を有するP 3 4 U / T に支払われる結果となった。

(2) 検討

そもそも、前記のとおり、不動産等は、原告P 4 が支配するP 6 が主導して土地を取得して建物を建築し、その建物は同社のゲストハウスとして使用されているところ(前記第2の2(4))、上記認定のとおり、P 2 0 の代表取締役及び株主は、いずれも原告P 4 と関係の深い者が占めており、P 2 0 は、原告P 4 が支配する原告P 5 社及びP 6 との間で、経済的合理性のない不動産等の購入及び賃貸に係る取引を行っていることから、P 2 0 もまた、原告P 4 が実質的に支配していたものと推認される。そして、原告P 4 は、原告P 4 及びその関係者が考案した原型をもとに、P 3 1 4 兄弟の資

金を，P 2 0 の 不動産等購入資金に充て，P 2 0 が支払う利息のうち年 3 . 2 パーセント分を P 3 1 4 兄弟に支払い，残りの大部分（年 7 . 5 8 パーセント分）を原告 P 3 及び同 P 2 に取得させるという，P 2 2 ローン・スキーム全体を最終決定し，これに基づいて，P 2 2 ，P 3 2 ，P 3 6 U / T ，P 3 3 及び P 3 4 U / T を組織して，その後の資金の流れも原告 P 4 が統括し管理していたものと認められる。

そして，P 3 3 が，P 3 2 に対し 1 万米ドルを出資しただけで，年間約 1 億 8 9 0 0 万円もの配当を受けていることになっている（前記第 2 の 2 (5) ，別紙 1 の 5 ）ことなど，経済的合理性に欠ける取引が連なっていることも合わせて考えれば，P 2 2 ローンに係る取引の実体は，P 3 1 4 兄弟と P 2 0 との融資取引を，実体のない外国法人等を介在させることによって海外の投資家と P 2 0 との間の融資契約であるかのように装い，P 2 0 が利息として支払う年 1 1 パーセント相当額のうち年 7 . 5 8 パーセント分を，受け取るべき合理的理由のない原告 P 3 及び同 P 2 に供与することを企図したものであったと認められ，P 2 2 ，P 3 2 及び P 3 3 は原告 P 3 及び同 P 2 に名義貸しをしたものにほかならならず，P 3 4 U / T も委託者である原告 P 3 及び同 P 2 からの独立性を有する存在ではないというべきである。

したがって，P 2 0 ないし原告 P 5 社から支払われた年 1 1 パーセントの利息相当額のうち年 7 . 5 8 パーセント分は，原告 P 3 及び同 P 2 に対する利益供与であり，所得税法 1 2 条により，P 2 0 ないし原告 P 5 社から P 2 2 に対して支出されたあるいは支出されるべき時点において，原告 P 3 及び同 P 2 にそれぞれその 5 0 パーセントずつ帰属すると解するのが相当である。

そして，原告 P 3 及び同 P 2 が P 2 0 から供与を受けた年 7 . 5 8 パーセントの利息相当額の利益は，同社から贈与により継続的に支払を受けたものとして，雑所得に該当する。また，原告 P 5 社が P 2 0 吸収合併後に支払った年 7 . 5 8 パーセント相当額は，役員である原告 P 3 及び同 P 2 への給与

等の支払として、源泉徴収義務が生じる。

なお、原告らの損益通算の主張については、前記と同様に理由がない。

(3) 小括

したがって、争点(4)に係る被告の主張は理由がある。

5 争点(5) (匿名組合契約) にいて

(1) 認定事実

ア まず、匿名組合契約に関する資金の流れについては、前記争いのない事実等(第2の2(6))記載のとおり、別紙1の3及び4のとおりであったと認められる。

イ そして、P23社は、平成13年3月に不動産等の購入資金の調達を目的として設立され、P39会計士が代表取締役であったが、実質的には原告P4が支配・運営していた。不動産等の購入契約の締結や購入金額についてはもとより、資金調達の方法は、P24社との匿名組合契約によることも、原告P4が決定した。P23社の収入は、不動産等の賃貸収入のみであり、通帳の保管・出納事務・不動産等の管理・匿名組合の分配金の送金は、すべてP6が行っていた。(乙171, 189)

ウ P24社は、原告P4がP66関係者に設立事務を依頼して設立された海外法人であり、平成13年中に2000万米ドルの社債発行を行って資金を調達しているが、その99パーセントに当たる1980万米ドルをP23社との匿名組合に出資している一方、この匿名組合への出資のほか特段の活動をしていない。(乙189, 191)

P24社は、平成13年3月27日にP15U/Tに対して社債を発行したが、発行に係る弁護士費用の300万円の請求をP6に対して行い、また、P24社の社債の引受人が誰かについてP6に問い合わせをし、P6の担当者が、引受人はP15U/Tである旨回答している(193, 194)

エ P 2 3 社と P 2 4 社との匿名組合契約の内容は，原告 P 4 が決定した。
(乙 1 8 9)

(2) 検討

そもそも，前記争いのない事実等（第 2 の 2 (6)エ）記載の別紙 1 の 3 のとおり，本件匿名組合の出資金は，E B 債 1 の中途償還と E B 債 2 の発行により，P 5 社から，P 1 0 L P S ， P 2 9 ， P 1 4 U / T を介して原告 P 5 社に環流し（別紙 1 の 3 記載の P 1 4 ルート），また，原告 P 5 社から P 1 0 L P S ， P 2 9 ， P 1 5 U / T ， P 1 6 を経由して原告 P 5 社に還流した資金（別紙 1 の 3 記載の P 1 5 U / T ルート 1 ）が，さらに E B 債 1 の中途償還により，P 1 0 L P S ， P 2 9 ， P 1 5 U / T を経由したものであり（別紙 1 の 3 記載の P 1 5 U / T ルート 2 ），前記争いのない事実等（第 2 の 2 (6)エ）記載の別紙 1 の 4 のとおり，P 1 5 U / T による P 2 4 社の社債引受，P 2 4 社から P 2 3 社への出資金の支払の後，P 2 3 社から 不動産等の代金として P 2 0 （合併後は原告 P 5 社）に還流しており，P 1 5 U / T の受益者は原告 P 4 である。そして，E B 債 1 取引及び E B 債 2 取引が，原告 P 4 らの原告 P 5 社への実質的な融資を隠ぺいするものであったことは前記のとおりであり，また，上記認定のとおり，匿名組合契約の内容は原告 P 4 が決定したものであること，その営業者である P 2 3 社は原告 P 4 が実質的に支配していること，組合員である P 2 4 社は匿名組合契約への出資のみを目的として原告 P 4 の指示により設立された海外法人であり，原告 P 4 の支配する P 6 が運営していることなどに照らすと，本件匿名組合の真の出資者は原告 P 4 であり，これを隠ぺいするために P 2 4 社を設立してその名義を借用したものと認められる。

したがって，所得税法 1 2 条により，P 2 3 社が P 2 4 社に利益を分配した時点で，その利益はすべて P 4 に帰属し，匿名組合の営業目的が不動産賃貸業であることから不動産所得に該当することになる。

なお、原告らの損益通算の主張については、前記と同様に理由がない。

(3) 小括

したがって、争点(5)に係る被告の主張は理由がある。

6 争点(6) (P 2 5 ファンド取引) について

(1) 前記争いのない事実等 (第 2 の 2 (7)) 記載のとおり、原告 P 4 は、P 2 5 ファンドの償還通知を受けた後、償還日のわずか 2 日前に、原告 P 5 社に対し、P 2 5 ファンドを、その前日 (終値) の基準価格に基づいて算定した価格で売却しているところ、そもそも P 2 5 ファンドは、償還時には、所得税、地方税併せて償還差益の 2 0 パーセント相当額の源泉徴収がされるのであるから、これの税金相当分を差し引かずに代金を定めることは通常考え難く、原告 P 5 社が、償還日までの 2 日間に大幅な利益を得ることをうかがわせる証拠もないから、原告 P 5 社は、原告 P 4 に支払った金額について、償還日にすべてを回収するできないことは明らかな状態であった。

また、証拠 (乙 2 7 6) によれば、一般に、P 2 5 ファンドを証券会社に譲渡した場合には、買取請求をした日における元本の超過額である利益部分の 2 0 パーセントの金額については所得税及び地方税相当額として差し引かれることが認められるのであるから、原告 P 4 は、償還日の 2 日前に、これを差し引かない額で P 5 社に譲渡したことによって、この支払を免れたことになる。

そうすると、原告 P 5 社は、同社の代表者であり同社を実質支配している原告 P 4 が、償還差益に対する課税を免れるのに協力するため、損失を受けることが明らかな取引に応じたものであり、通常の経済活動を行う者の行為としては説明し得ない、不自然、不合理なものであったといわざるを得ない。

したがって、原告 P 5 社が、原告 P 4 から P 2 5 ファンドを上記価格で買い取ったのは、本来、償還差益の 2 0 パーセント相当額を控除して算出されるべき通常の対価に、償還差益の 2 0 パーセント相当額を上乗せした代金を

支払うことで、その額の利益供与をしたものと認められる。そして、原告P4は原告P5社の役員であるから、この利益供与は役員賞与というべきであり、原告P4の給与所得に該当すると共に、原告P5社は原告P4に同額の賞与を支払ったものとして源泉徴収義務を負うことになる。

(2) これに対し、原告らは、これは売買代金の一部を否認することにほかならないところ、同族会社の行為計算の否認に関する法人税法132条、所得税法157条は憲法違反であるから、原処分は憲法違反で無効である旨を主張する。しかし、法人税法132条は、同族関係によって会社経営の支配権が確立されている同族会社においては、法人税の負担を不当に減少させる目的で、非同族会社では容易になし得ないような行為計算をするおそれがあるので、同族会社と非同族会社との課税負担の公平を期するために、同族会社であるがゆえに容易に選択することのできた純経済人として不合理な租税負担を免れるような行為計算を否認し、同じ経済的効果を発生するために通常採用されるであるところの行為計算に従ってその課税標準を計算し得る権限を徴税機関に認めたものであって、同族会社に対してのみこのような行為計算の否認の規定を設けたことについては十分な合理性があるというべきであって、立法目的は正当であり、その区別の態様も、その目的との関連で不合理であるとはいえず、所得税法157条についても同様であるから、これらの規定はいずれも憲法14条1項に違反するものとはいえず、原告らの主張は失当である。

また、原告らは、P25ファンド取引は、当時広く行われていた適法な節税行為である旨を主張するが、単に当時広く行われていたことから適法な行為であるとはいえないことは明らかであって、同主張もまた理由がない。

このほか、原告らは、原告P5社が被った損失161万7861円の範囲内で否認すれば足りる旨を主張するが、前記の証券会社に譲渡した場合の扱いや、P25ファンド取引が償還日の直前にされたことに照らすと、償還差

益の20パーセント全体が不自然，不合理なものであるというべきであり，原告らの同主張もまた理由がない。

(3) 小括

したがって，争点(6)に係る被告の主張は理由がある。

7 争点(7) (結婚式，結婚披露宴関連費用) について

原告P5社は，原告P2の結婚披露宴関連費用総額9843万4026円のうち，企画・使用備品費用，招待状作成費用，レストラン費用合計4329万6800円を交際費として計上したものであるところ，結婚披露宴は，一般に，個人の私的行事であることが明らかな結婚式に引き続いて行われるなど，これに付随するものであり，婚姻当事者が結婚の事実を双方の親族や親しい関係者に知らせて，これらの者から祝福を受け，今後の親交を願うため行われる行事であって，婚姻当事者の私的な社交的行事であると解すべきである。

原告らは，出席者の約78パーセントが原告P5社の取引関係者であることを主張しているが，新婦である原告P2及びその父である原告P4がいずれも原告P5社の役員であることからすれば，出席者の多数が原告P5社の取引関係者であることは原告P2の結婚披露宴が私的行事であることと何ら矛盾するものではない。また，原告らは，結婚披露宴費用の一部を個人負担としたことや原告P5社の接待交際費がゼロであることはあり得ないことなどを主張するが，それらは原告P2の結婚披露宴の私的行事という性質に何らかの変化を加えるものではない。

原告らはこのほか，法人税法上，社葬費用の損金算入が認められていることを主張しているが，社会通念上，法人が役員等の社葬を行うことは広く行われているのに対し，法人が役員の結婚披露宴を主催することが一般的であるなどとは到底いえないから，社葬費用の損金算入が認められていることから，結婚披露宴が法人の交際費となることを肯定することはできず，原告らの主張はいずれも理由がない。

したがって、争点(7)に係る被告の主張は理由がある。

8 争点(8) (重加算税賦課決定処分) について

(1) 以上検討したところによれば、原告P4は、EB債1取引、EB債2取引、P22ローン取引及び匿名組合取引について、海外のSPC等を利用したスキームを実行して真実の法律関係と異なる外形を作出し、真実の法律関係を隠ぺいした上、その隠ぺいしたところに従って、P4家族に帰属する所得を意図的に申告しなかったものといえるから、重加算税の賦課要件をみたすことは明らかである。また、原告P2、同P3及び同P1は、原告P4の妻及び子であり、いずれも原告P5社の取締役であるから、原告P4の行為を認識し、又は容易に認識し得たというべきであるし、現実には、原告P5社の取締役としてEB債1及びEB債2の発行を決議し(乙160の1及び2、乙219の1及び2)、EB債1取引に介在した海外のパートナーシップ契約の締結に携わっていた(乙57の3ないし6)にもかかわらず、自らの確定申告に関して過少申告を防止することもしていないことから、仮に原告P4のした隠ぺい行為の全部に関与していなかったとしても、原告P4の隠ぺい行為は原告P2、同P3及び同P1の行為と評価できる。

また、原告P5社ないし合併前のP20は、EB債1取引に係る適正利息超過部分ないしP22ローンに係る利息につき源泉徴収義務を負うにもかかわらず、原告P4の指示のもと、真実の法律関係と異なる外形を作出してこれを隠ぺいし、納付を免れたものであるから、重加算税の賦課要件をみたすことは明らかである。

(2) 原告らは、これらの取引について、現実の資金の動きに合致した経理処理を行っており、その原因行為たる契約内容等も帳簿上明らかにしていると主張するが、これらはまさに真実の法律関係と異なる外形の作出行為であって、隠ぺい行為にほかならない。

原告らは、EB債1及びEB債2の利息相当額、匿名組合契約に基き支払

われた金員は，未だ P 4 家族に帰属していないから，過少申告の故意が認められないとも主張するが，これらの金員が P 4 家族の所得として帰属していることは既に認定したとおりであり，原告らの主張は前提を欠く。また，P 3 1 4 兄弟のうち P 3 5 が P 3 6 U / T の信託受益権売却益を確定申告していることは，原告 P 5 社及び P 4 家族の認識内容を左右するものではない。

このほか，E B 債 1 の支払利息のうち適正利率超過部分にのみ隠ぺいしないし過少申告の故意を認めるのは不自然であるとも主張するが，本郷税務署長が原告 P 5 社に適正利率超過部分につき重加算税賦課決定処分をしたのは，原告 P 5 社に源泉徴収義務が生じる金額を基礎としたからにすぎないから，何ら不自然とはいえない。

(3) 小括

したがって，争点(8)に係る被告の主張は理由がある。

9 争点(9) (手続的違法) について

(1) 原告らは，渋谷税務署長の P 4 家族に対する平成 1 5 年 3 月 2 4 日付け各更正処分が違法となる理由として，同月 2 5 日以後に行われた所得税法 2 3 4 条 1 項に反する違法な調査をしたことを挙げているが，原告らの主張する調査は上記各更正処分後になされたものであって，上記各更正処分の適法性に影響しないことは明らかである。

また，原告らは，上記各更正処分が通則法 2 7 条に違反するとも主張しているが，渋谷税務署長が上記各更正処分前に，資料収集，原告 P 4 を含む関係者への事情聴取その他の調査を行っていることは，証拠(乙 8 3，1 1 0 の 1，乙 1 7 7，1 8 9，1 9 7，2 0 9，2 1 5，2 1 6，2 2 0，2 7 4)からも明らかであって，上記各更正処分はこれらの調査したところに基づいてされたものであると解されるから，いずれも通則法 2 7 条に反するとはいえない。

このほか本件全証拠に照らしても，上記各更正処分に手続上の違法があっ

たとはうかがえない。

(2) 小括

したがって、争点(9)に係る原告らの主張は理由がなく、渋谷税務署長がP4家族に対して平成15年3月24日付けで行った各更正処分は、適法な手続に基づくものというべきである。

第4 結論

以上によれば、争点に関する被告の主張はいずれも理由があり、また本件全証拠に照らして、渋谷税務署長の各更正処分及び本郷税務署長の各納税告知処分並びにこれらに付随する処分に違法な点は認められず、いずれも適法である。したがって、原告P1の訴えについては、平成11年の所得税に係る平成15年3月14日付け更正処分(同年9月3日付け変更決定処分後のもの)のうち本訴係属中の平成18年10月31日付け更正処分及び重加算税の変更決定処分により減額された部分は訴えの利益が消滅したから却下することとし、同原告のその余の請求、原告P2、同P3、同P4及び同P5社の各請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、65条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 定 塚 誠

裁判官 中 山 雅 之

裁判官 進 藤 壮 一 郎